

平成19年2月1日

規則第2号

熊本県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成19年条例第3号。以下「条例」という。）第2条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第6項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合の事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 課の分掌事務は、別表のとおりとする。

2 主管の明らかでない事務は、事務局長が裁定した課において分掌する。

(職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局次長、課に課長及び主査を置き、課に審議員、主幹及び参事を置くことができる。

2 前項の職員のほか、課に所要の職員を置く。

(審議員等の分掌事務)

第4条 審議員、主幹及び参事の分掌事務は、必要に応じて事務局長が定める。

(職員の職務)

第5条 事務局長及び課長は、事務局及び課内の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長の指示する事務を掌理し、事務局の企画に参画する。

3 審議員、主幹及び参事は、上司の命を受けて関係事務を掌理する。

(職務権限の代行)

第6条 事務局長に事故があるときは、事務局次長がその職務を代行する。

2 課長に事故あるときは、審議員又は主幹が代行し、審議員及び主幹がいない課にあっては、主査が代行する。

(補則)

第7条 広域連合長の決裁する事項並びに副連合長、事務局長及び課長限りで専決することのできる事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月11日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の熊本県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則の規定は平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年4月1日規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月21日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日規則第4号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

別表

総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 広域計画に関する事。 2 広域連合長及び広域連合議会議員の選挙に関する事。 3 予算、決算、財産及び基金に関する事。 4 例規に関する事。 5 議会に関する事。 6 情報公開及び個人情報保護に関する事。 7 統計及び広報に関する事。 8 主管課長会議に関する事。 9 不服申立て及び訴訟に関する事。 10 文書の収発、管理及び保存に関する事。 11 職員の人事給与及び福利厚生に関する事。 12 後期高齢者医療運営協議会に関する事。 13 財務会計システムに関する事。 14 事務局の庶務に関する事。 15 他の課等に属さない事。
事業課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者の資格管理に関する事。 2 保険料率の改定に関する事。 3 保険料の賦課に関する事。 4 保険料の減免等に関する事。 5 保険料の徴収管理に関する事。 6 各証及び資格証明書に関する事。 7 電算システムに関する事。 8 保健事業に関する事。 9 医療費適正化に関する事。
給付課	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険給付に関する事。 2 一部負担金に関する事。 3 診療報酬明細書等の過誤調整及び点検に関する事。 4 第三者行為求償及び給付制限に関する事。 5 医療費通知に関する事。 6 負担金、調整交付金、支援金等の申請等に関する事。